

放送大学大学院 教育訓練給付制度
厚生労働大臣指定講座について(お知らせ)

本学大学院教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座については、以下の条件等で申請・指定を受けているものですので、これらを十分ご熟読・ご理解をいただいた上で、受講申請をいただけますようお願いいたします。

(受講期間)

修士選科生 2024年度第1学期および2024年度第2学期(2024年4月1日～2025年3月31日)

修士科目生 2024年度第1学期(2024年4月1日～2024年9月30日)

開講講座の概要

対象学生種	講座名称 (指定番号)	訓練期間	教育訓練の内容	講座創設 年月日	指定期間
修士選科生	社会経営コース 1220099-0510012-6	1年間	研究指導を除く2023年度「社会経営科学プログラム」の開設科目	2005/4/1	2026/3/31 まで
修士科目生	社会経営(短期養成)コース 1220099-0210012-6	6ヶ月間		2002/4/1	
修士選科生	臨床心理コース 1220099-0510022-9	1年間	研究指導、面接授業科目を除く2023年度「臨床心理学プログラム」の開設科目	2005/4/1	
修士科目生	臨床心理(短期養成)コース 1220099-0210022-9	6ヶ月間		2002/4/1	

コースの趣旨

社会経営コースおよび社会経営(短期養成)コース

公共機関、NGO・NPO、企業等で国際標準のマネジメント能力や政策立案能力を備えた指導的人材の育成を目的とします。

臨床心理コースおよび臨床心理(短期養成)コース

様々な分野で深刻さを増す心理的な問題に対応できる心理臨床家の養成を目的とします。

修了要件

社会経営コース	受講期間中に、受講講座の科目群より4科目(本学大学院において既に単位を修得済みの科目は対象外)以上選択し、4科目以上の単位を修得。 ※受講期間中に4科目以上を修得できず、2025年度第1学期の再試験の結果、4科目以上の単位を修得した方も、修了とします。(再試験を受ける為には、2025年度第1学期に放送大学に大学院学生として入学する必要があります) ※2024年度第1学期のみで4科目以上修得した場合でも、受講期間は短縮されません。また、休学した期間は、訓練期間に含まれません。
臨床心理コース	
社会経営(短期養成)コース	受講期間中に、受講講座の科目群より2科目(本学大学院において既に単位を修得済みの科目は対象外)以上選択し、2科目以上の単位を修得。 ※受講期間中に2科目以上を修得できず、2024年度第2学期の再試験の結果、2科目以上の単位を修得した方も、修了とします。(再試験を受ける為には、2024年度第2学期に放送大学に大学院学生として入学する必要があります)。
臨床心理(短期養成)コース	

2022年4月1日～2023年3月31日受講者数及び修了者数

講座名称	受講者数	修了者数
社会経営コース	30人	10人
臨床心理コース	95人	46人
社会経営(短期養成)コース	8人	7人
臨床心理(短期養成)コース	9人	8人

単位修得の条件

7・8回目の講義終了後、通信指導を行い、合格者に対して単位認定試験の受験票が送付されます。
なお、単位認定試験の評価は6段階とし、C(60点)以上が合格となり、単位を修得したことになります。

給付対象となる経費

講座名称	入学料	授業料
社会経営コース	18,000円	96,000円
臨床心理コース		
社会経営(短期養成)コース	14,000円	48,000円
臨床心理(短期養成)コース		

(1単位当たり12,000円)

- ※ 授業料は修了に必要な科目数を履修するための最低金額であり、各学生が履修した対象科目数(単位数)によって変更されます。
- ※ 受講終了後、給付対象となる経費の20%(上限10万円)がハローワークへの申請により給付されます。

入学料・授業料の割引について

入学料

直前の学期に修士選科生・修士科目生として在籍し、2024年度第1学期に引き続き修士選科生・修士科目生として再入学する場合、25%の割引となります(割引後の金額は修士選科生:13,500円、修士科目生:10,500円)。

また、学校・企業等が推薦する20名以上の所属学生や職員の出願書類を取りまとめ、一括して手続を取られた場合、50%の割引となります(割引後の金額は、修士選科生:9,000円、修士科目生:7,000円)。

授業料

書店で購入するなどして、本学の印刷教材(テキスト)を所有し、印刷教材の送付を必要としない場合、1単位当たり500円(2単位科目なら1,000円、4単位科目なら2,000円)の割引となります。

- ※ 社会経営コース及び臨床心理コースについては、履修登録を行った学期に登録科目(単位数)分の授業料を支払っていただきます。
- ※ 教育訓練給付の支給対象となる経費は、教育訓練の受講に必要な入学料及び授業料に限られます。
- ※ 入学料・授業料の割引が発生した場合は、割引額等を差し引いた額が給付対象額となります。

修了・非修了の証明について

受講講座を修了した方には、「教育訓練給付金申請書」、「教育訓練修了証明書」、及び、「領収済証明書」を大学本部学習センター支援室より送付します。

修了できなかった方(再試験の方を含む)には、最終的に修了できなかった場合に通知します。

受講期間終了日の7日後までに上記の書類が届かない場合は、必ず大学本部学習センター支援室学生支援係(総合受付043-276-5111)までご連絡ください。

注意事項

- 受講申請は必ず出願時に行ってください。入学後は申請できません。
- 既に単位を修得した科目および2024年度第1学期に再試験受験予定の科目は、本案内の対象外です。
- 再試験受験資格を得るために支払った入学料は、給付金支給対象とはなりません。
- 教養学部と大学院の両方の講座を受講しても、支給申請できるのは1つの講座のみです。

<連絡先>

放送大学学務部学習センター支援室学生支援係
〒261-8586 千葉県千葉市美浜区若葉2丁目11番地
Tel.043-276-5111(総合受付)